

公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

1 施設の概要

① 施設名称	備中足守まちなみ館		
② 施設種別	産業振興施設 [小分類] 産業情報提供施設		
③ 担当課名	観光振興課		
④ 開設年月日	平成4年7月9日		
⑤ 所在地	岡山市北区足守928番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	187.69	
	構造/延床面積(m ²)	木造瓦葺2階建/115.97	
	建設費(単位:千円)	39,140	
	施設内容	江戸後期の商家を再現した箱階段や格子窓、虫籠窓など商家独特の意匠が施された施設。	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 備中足守まちなみ館条例
③ 条例に規定された設置目的	<ul style="list-style-type: none">地域住民の町並み保存の意識高揚を図る。来訪者に対し足守の歴史、観光情報等を提供し、及び来訪者との交流を図る。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	地域の町並み保存、活性化の拠点として、また、足守観光の案内所としてのニーズがある。
⑤ 設置目的等の達成状況	<ul style="list-style-type: none">地域住民が主体となり団体を構成し、施設を管理・運営。足守の歴史資料を展示し、雛めぐり等で来訪者の増加を図っている。観光客に対し、展示も活用し地域の歴史、文化を紹介している。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	月曜日及び12月29日から1月3日を除く日			
③ 開館時間	午前9時から午後4時30分まで			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	3,079人		
	令和4年度	5,368人		
	令和5年度	6,060人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	なし			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料				0	
	行政財産目的外使用料				0	
	手数料				0	
	その他(雑入等)				0	
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料			0	
		指定管理料	1,650	1,650	1,650	4,950
		補助金等				0
	小計		1,650	1,650	1,650	4,950
	直接経費	維持管理費	185	135	132	452
		光熱水費	161	90	67	318
		小計	346	225	199	770
	支出合計		1,996	1,875	1,849	5,720
収支差額		-1,996	-1,875	-1,849	-5,720	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金				0
	指定管理料	1,650	1,650	1,650	4,950
	補助金等				0
	自主事業収入からの繰入金				0
	その他(雑入等)				0
収入合計		1,650	1,650	1,650	4,950
支出	管理運営費	1,650	1,767	1,578	4,995
	事業費				0
	その他				0
支出合計		1,650	1,767	1,578	4,995
収支差額		0	-117	72	-45

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘なし
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 足守は平成2年に県の「町並み保存地区」の指定を受けた地域であり、町並み保存意識の普及を図り、足守の歴史、観光情報等の提供拠点として当施設が必要。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 現在の指定管理者の管理運営が良好である。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	非公募 現指定管理者である近水観光振興会は、当該施設の開館当初から業務委託を受け、平成18年から現在まで指定管理者として施設の管理・運営をしており、施設内容及び管理・運営を熟知している。 また、足守ゆかりの人物等に関連する研修も実施し、教育学習や視察対応として足守地域の案内も行っており、来訪者に対し足守の歴史、観光情報等を提供するために尽力している。 令和6年の展示リニューアルにも組織を挙げて積極的に協力し、足守の観光振興に寄与しており、足守の地域住民で構成されているため、地域との連携もとれている。 さらに、旧足守商家藤田千年治邸・足守歴史庭園・足守観光駐車場の管理運営も受託しており、足守地域に点在する観光施設を一体的に管理運営することが可能である。 このように、管理運営、地域連携等の観点から現指定管理者以外に代替性はないことから、非公募により選定する。
非公募の場合 非公募とする理由	
根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号
指定管理者の候補者名	岡山市近水観光振興会
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)